

## Ⅱ 人権が尊重される社会の形成

### Ⅱ 人権が尊重される社会の形成

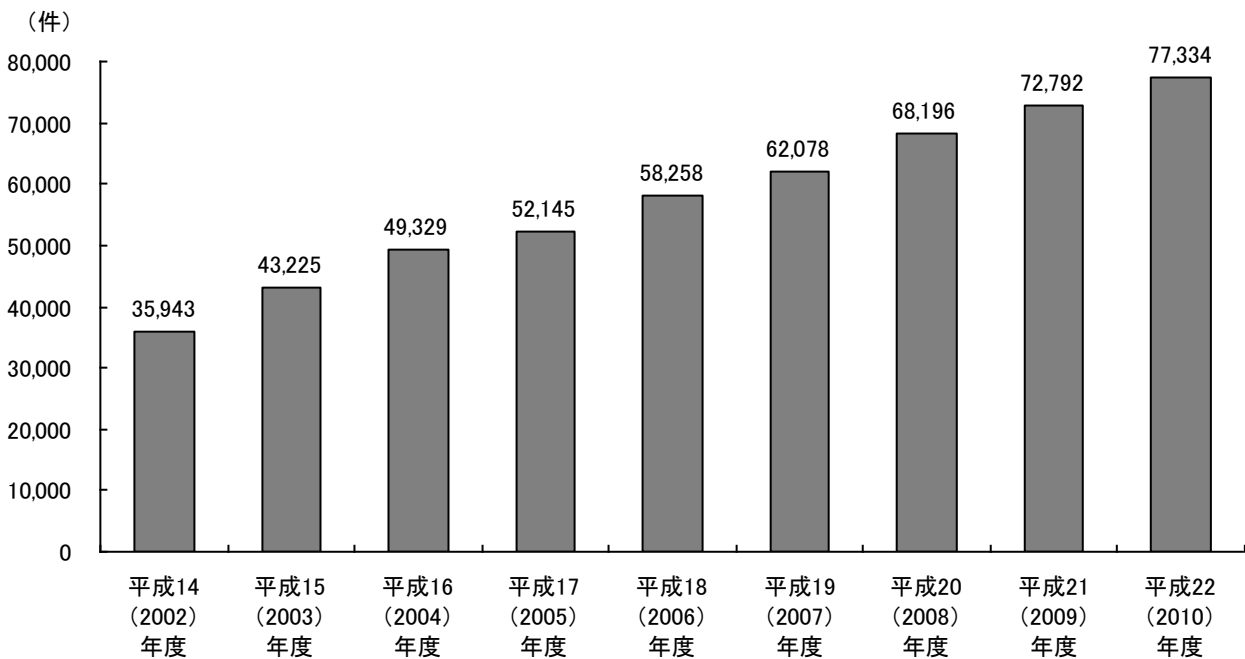
#### Ⅱ－1. 配偶者等からの暴力の防止

##### 1. 各機関等に寄せられた相談件数・相談の状況

(全国、都の配偶者暴力相談支援センター、警視庁、区市町村)

平成 22 (2010) 年度に各都道府県の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた配偶者暴力に関する相談件数は 77,334 件であり、配偶者暴力防止法が全部施行された平成 14 (2002) 年度以降、毎年度増加している。

図表Ⅱ－1－1 配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数の推移 (全国)



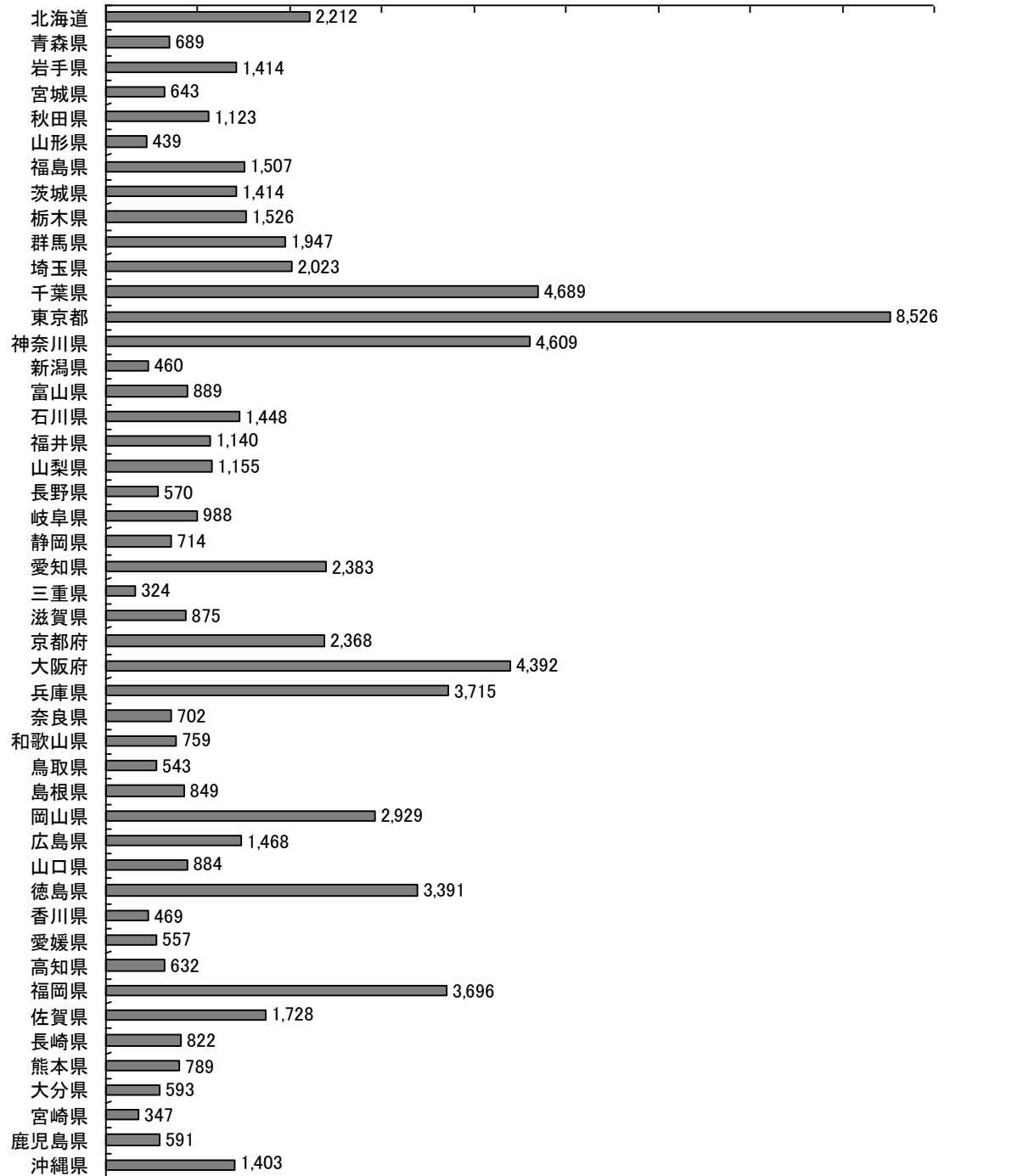
注 1 : 施設数は、平成 23 (2011) 年 3 月 1 日現在 194 か所

注 2 : 件数は、被害者本人からの相談件数

資料 : 内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等について」

平成 22 (2010) 年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた配偶者暴力に関する相談数合計 77,334 件を都道府県別にみると、東京都が 8,526 件と全国でもっとも多く、全国の 11%を占めている。

図表Ⅱ-1-2 配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数(都道府県)



注1：被害者本人からの平成 22 (2010) 年 4 月～平成 23 (2011) 年 3 月までの相談件数

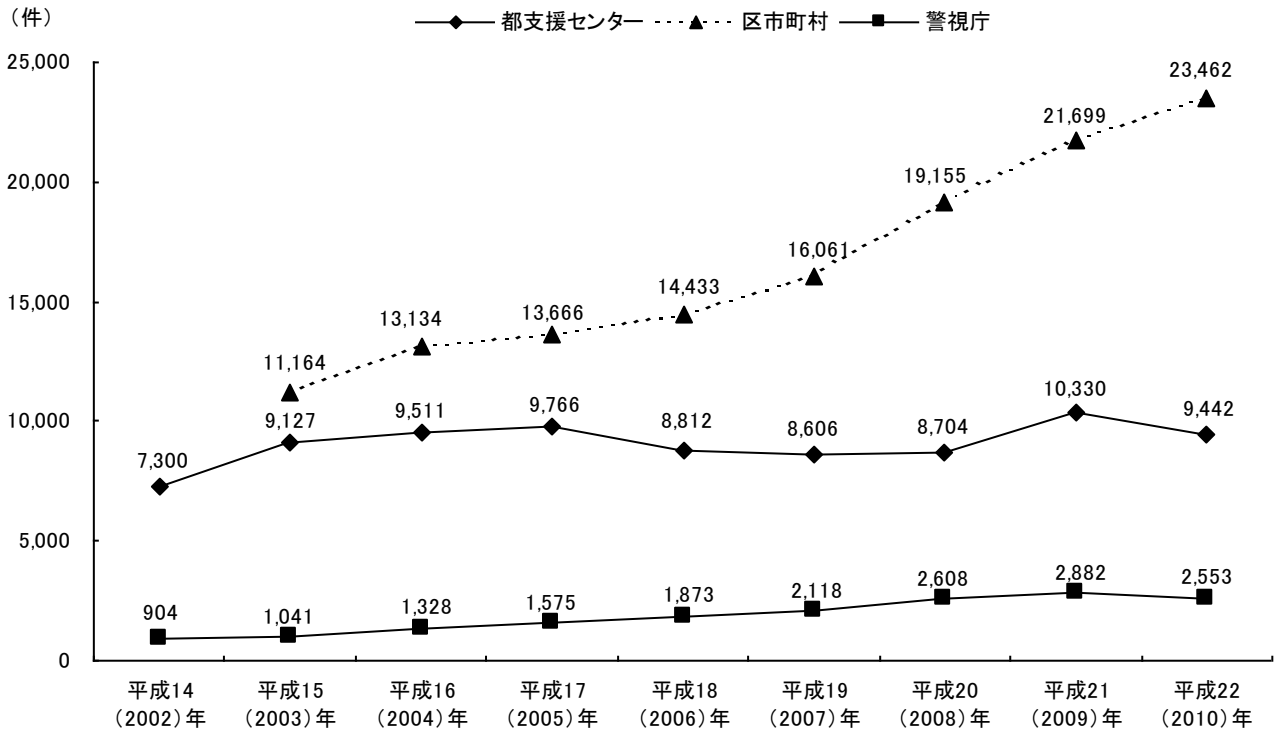
注2：東京都の相談件数は、東京ウィメンズプラザ、東京都女性相談センター、港区家庭相談センターの相談件数の合計

資料：内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等について」(平成 22 年度)

## Ⅱ 人権が尊重される社会の形成

都内（都配偶者暴力相談支援センター・区市町村・警視庁）で受け付けている配偶者暴力相談件数は全体として増加傾向にある。

図表Ⅱ－１－３ 都内相談件数の推移（東京都配偶者暴力相談支援センター・区市町村・警視庁）



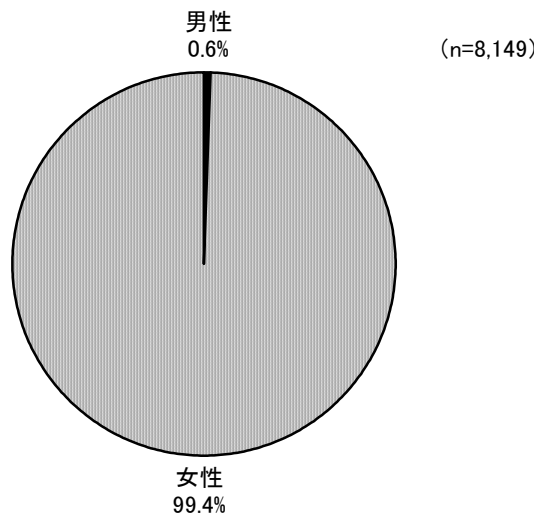
注1：相談件数には被害者本人以外からの相談も含む。

注2：都支援センターの相談件数は、東京ウィメンズプラザ及び東京都女性相談センターの相談件数の合計

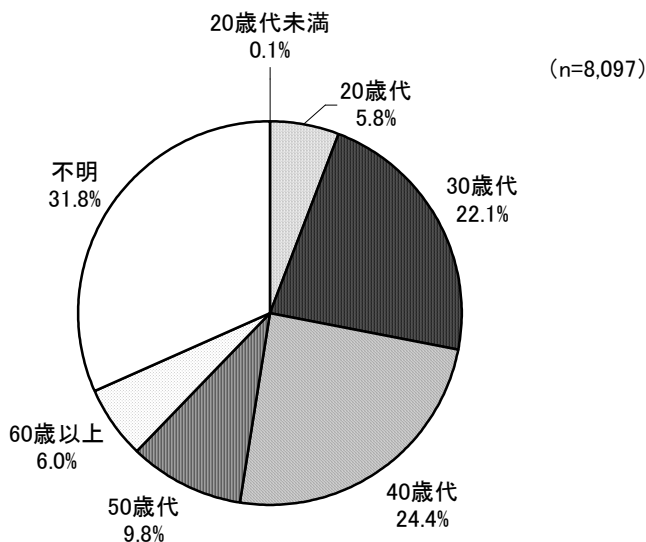
資料：東京都文化生活局調べ

東京都配偶者暴力相談支援センターにおける平成 22（2010）年度の相談からみた被害者の性別は、女性が 99.4%を占めている。女性被害者の年齢は 40 歳代が最も多く、24.4%となっている。女性被害者の加害者との関係では、「婚姻届出あり」が 83.7%を占めている。

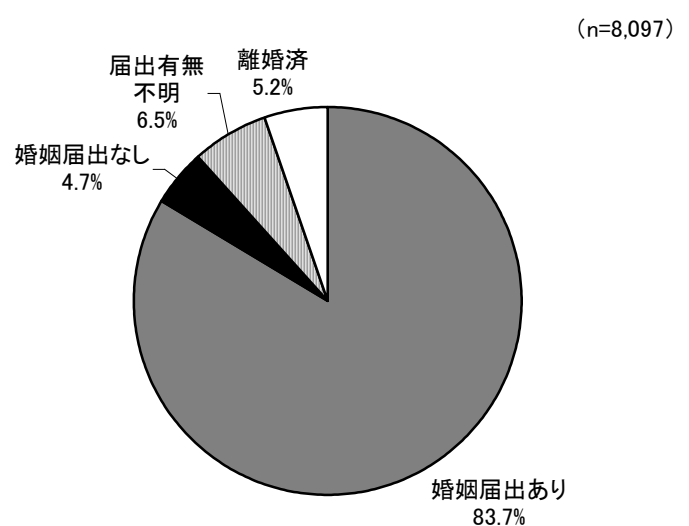
図表Ⅱ－１－４ 配偶者暴力相談支援センターにおける相談からみた被害者の属性（都）  
 <被害者の性別>



<年齢>



<加害者との婚姻関係>



注 1：東京都配偶者暴力相談支援センター（東京ウィメンズプラザ及び東京女性相談センター）が実施した配偶者暴力被害者本人の電話相談及び来所相談を対象に集計（平成 22（2010）年 4 月から平成 23（2011）年 3 月）

注 2：<年齢>と<加害者との婚姻関係>は、<被害者の性別>が「女性」の 8,097 名を対象に集計。

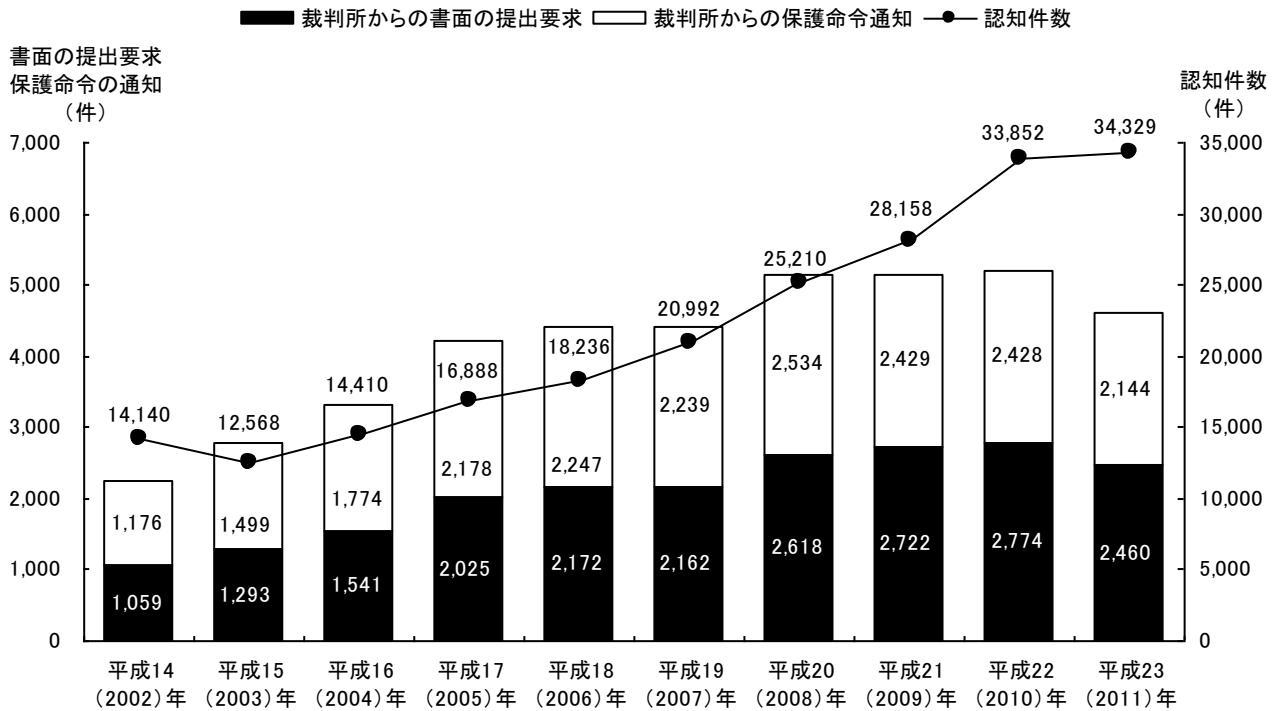
資料：東京都生活文化局調べ

## Ⅱ 人権が尊重される社会の形成

### 2. 警察が取り扱った配偶者暴力の状況

全国の警察が取り扱った配偶者からの暴力事案の認知件数は、平成 23（2011）年は 34,329 件であり、前年に比べて 477 件（1.4%）増加した。また、配偶者暴力防止法に基づく保護命令等に係る警察の対応状況は、平成 23（2011）年は、「裁判所からの書面の提出要求」が 2,460 件、「裁判所からの保護命令の通知」が 2,144 件となっている。

図表Ⅱ－1－5 警察が取り扱った配偶者暴力の状況の推移（全国）



注1：認知件数には、配偶者からの暴力（「身体に対する暴力」又は「生命等に対する脅迫」）相談を、相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状受理、検挙等により認知した件数を計上している。

注2：認知件数には、平成16年12月2日から婚姻関係等が解消したものも計上している。また、配偶者暴力防止法の改正により、平成20年1月11日から「生命等に対する脅迫」を受けた相談等についても計上している。

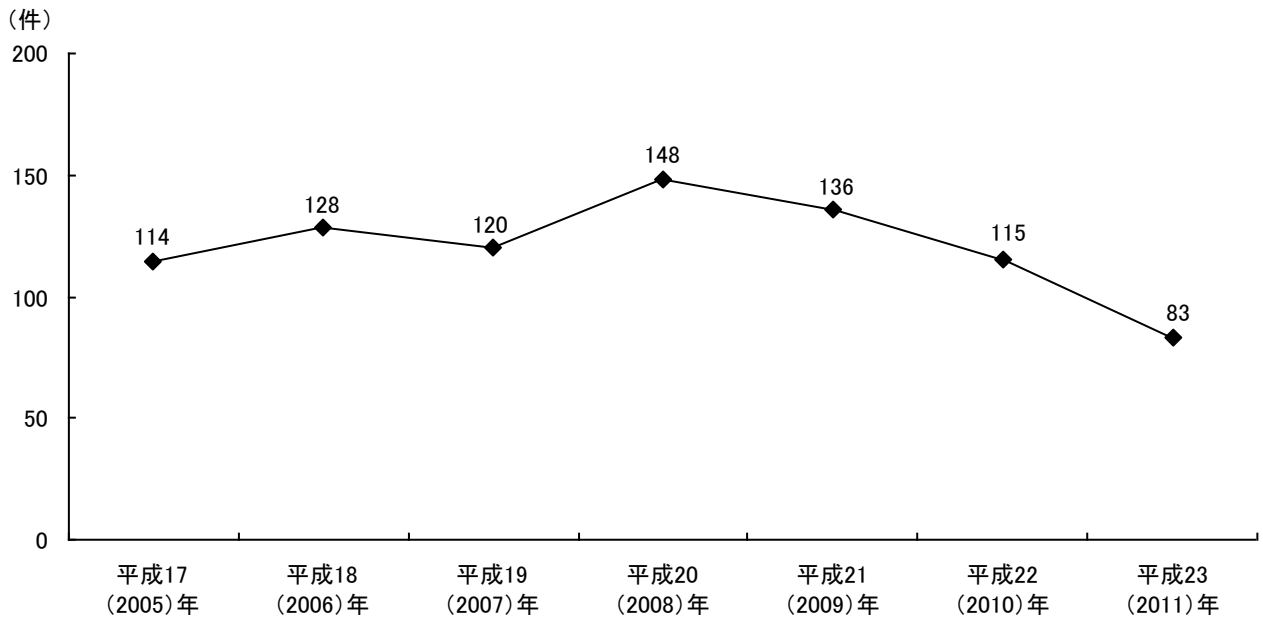
資料：警察庁「ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について」

3. 保護命令発令件数

配偶者暴力に関する保護命令発令件数は、都では平成 17 (2005) 年の 114 件が平成 23 (2011) 年には 83 件で減少傾向にあり、全国では平成 17 (2005) 年の 2,141 件が平成 22 (2010) 年には、2,434 件で増加傾向にある。

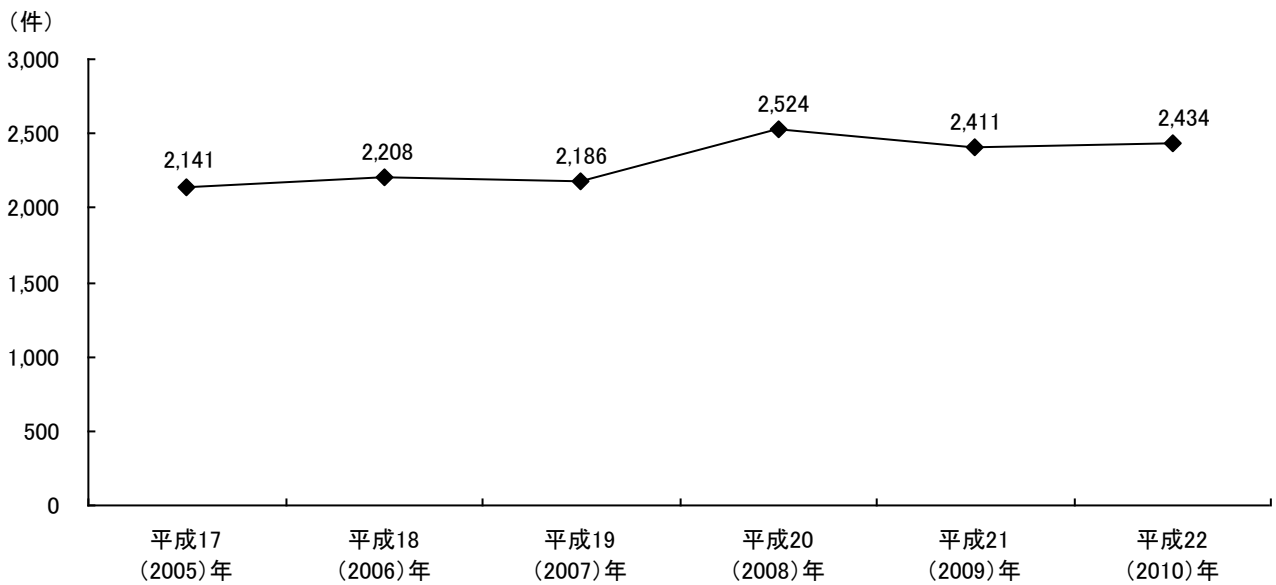
図表Ⅱ-1-6 配偶者暴力に関する保護命令発令件数の推移 (都、全国)

<都>



資料：警視庁「配偶者からの暴力事案の概況」

<全国>



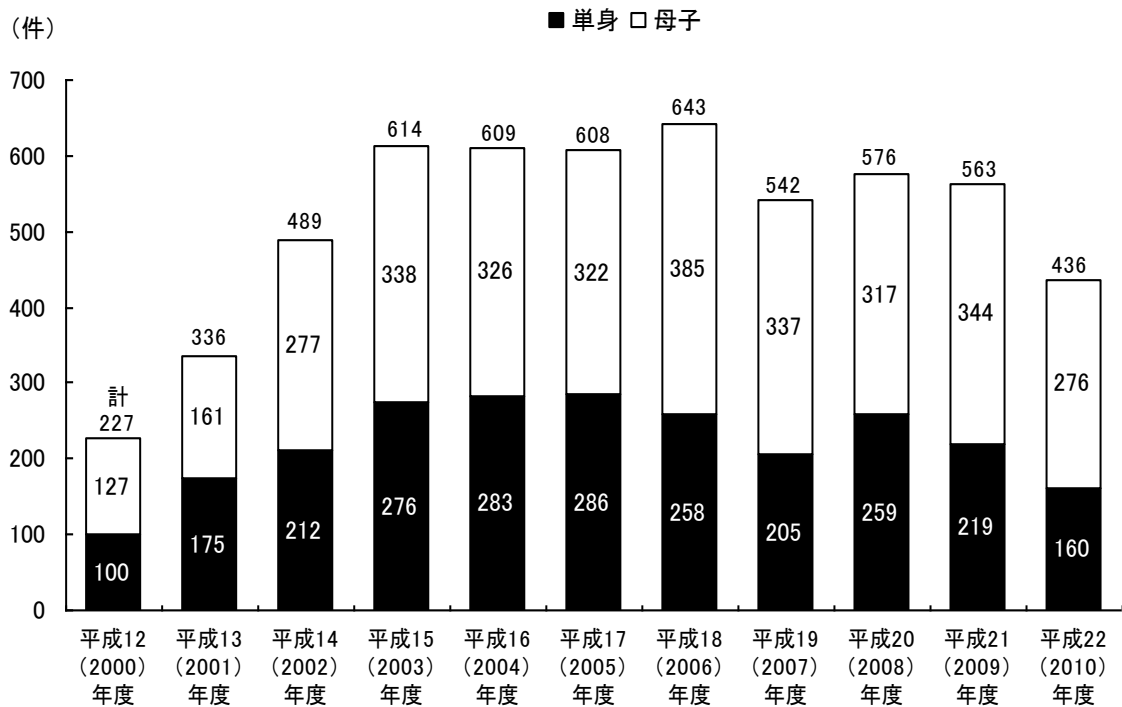
資料：内閣府「平成 23 年版男女共同参画白書」

## Ⅱ 人権が尊重される社会の形成

### 4. 配偶者暴力による一時保護件数

都の配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護件数の推移をみると、平成22（2010）年度は単身での保護が160件、母子での保護が276件、併せて436件であった。配偶者暴力防止法が全部施行された平成14（2002）年度以降、単身に比べ母子が高い割合になっている。

図表Ⅱ－1－7 配偶者暴力相談支援センターによる一時保護件数の推移（都）



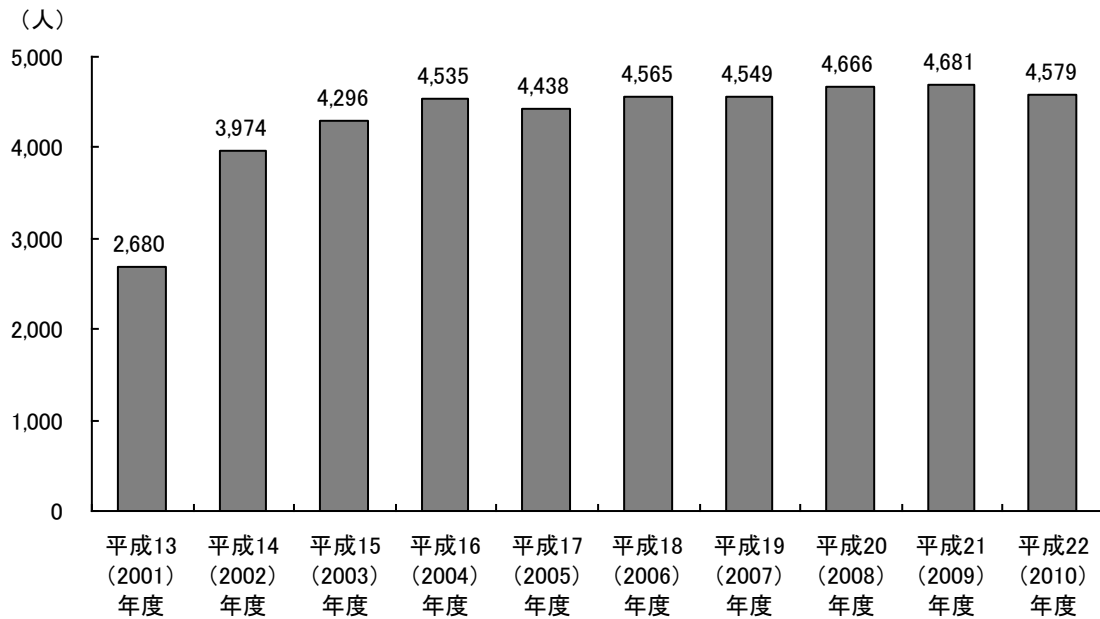
注1：母子、単身の別は、入所時の状況による区分となっている。

注2：一時保護とは、暴力から逃れ、家を出た被害者や子供たちの安全を確保するため緊急に保護することが必要であると認められる場合等に、被害者本人の申請に基づき保護することをいい、上記件数は、配偶者暴力防止法第3条第3項第3号による件数を指す。

資料：東京都生活文化局調べ

全国の婦人相談所における夫等の暴力により一時保護された女性の人数は、平成 22 (2010) 年度は、4,579 人であった。配偶者暴力防止法が全部施行された平成 14 (2002) 年度から急増し、その後、4,000 人を越える状態が続いている。

図表Ⅱ－１－８ 婦人相談所における夫等の暴力により一時保護された女性の人数の推移（全国）



注：一時保護委託分を含む。

資料：厚生労働省調べ



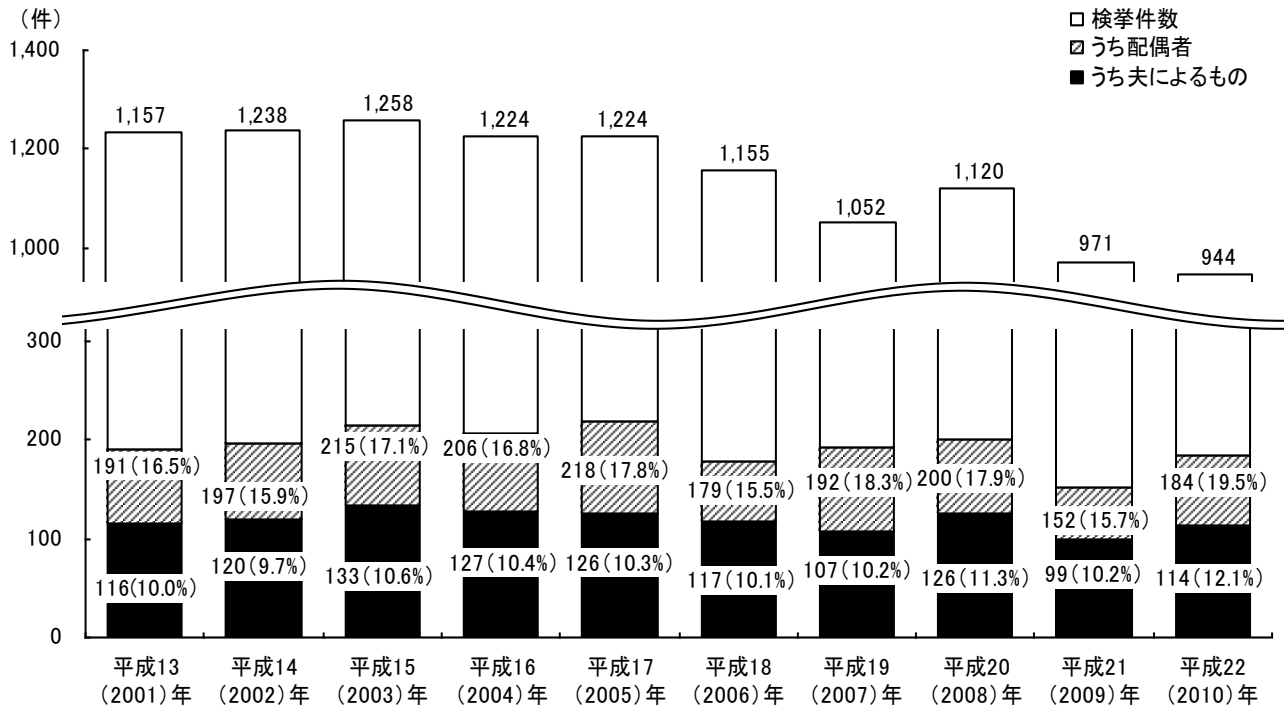
## Ⅱ 人権が尊重される社会の形成

### 5. 配偶者間における犯罪の検挙件数の推移

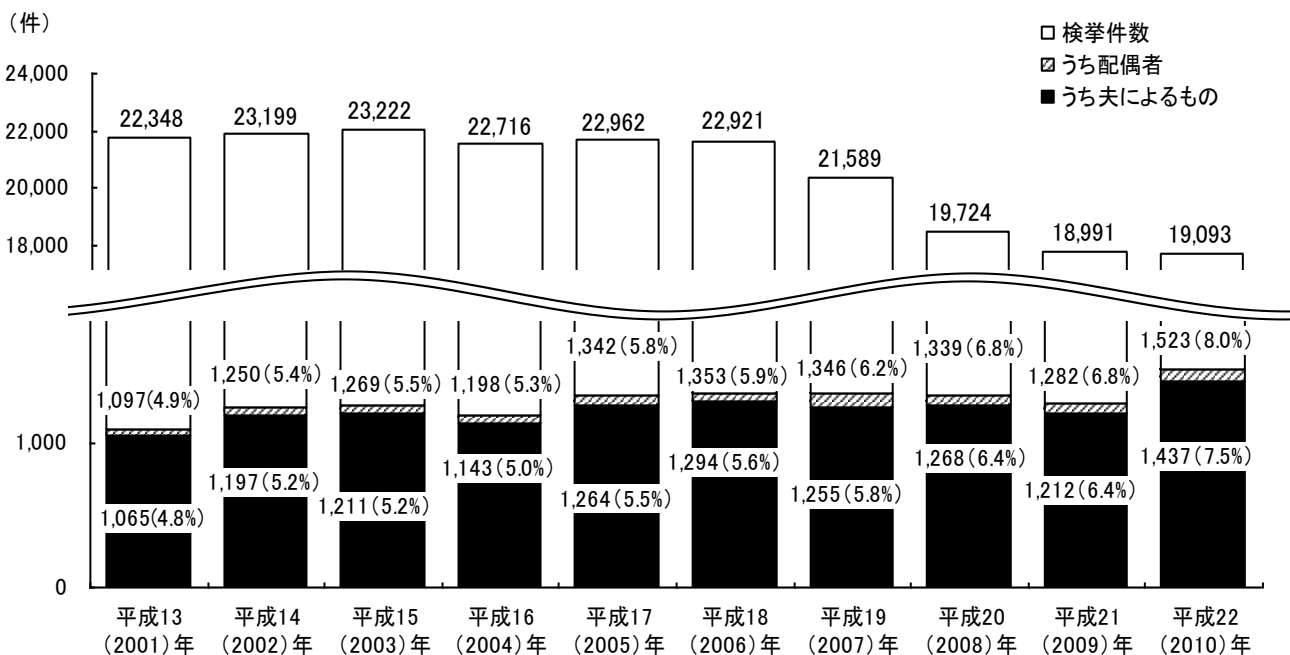
全国の犯罪の検挙総数に占める配偶者による犯罪の件数は、殺人では平成 22 (2010) 年は 944 件のうち、184 件であり、そのうち 114 件が夫によるものであった。傷害では、平成 22 (2010) 年は 19,023 件のうち、1,523 件が配偶者によるものであり、そのうち 1,437 件が夫によるものであった。

図表Ⅱ－1－9 配偶者間における犯罪の検挙件数の推移（全国）

<殺人>

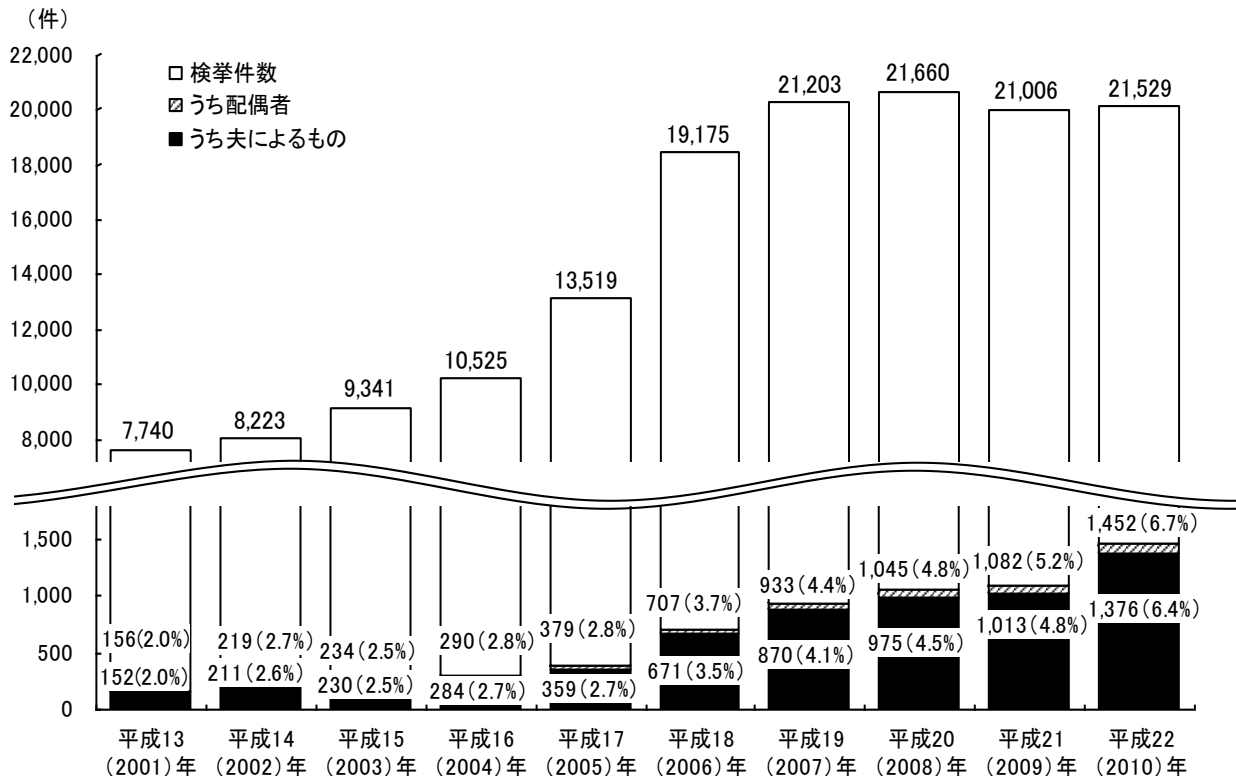


<傷害>



暴行では、平成 22（2010）年は全国で 21,529 件のうち、1,452 件が配偶者によるものであり、そのうち 1,376 件が夫によるものであった。暴行による検挙総数は平成 19（2007）年より横ばいの傾向だが、配偶者による暴行の検挙件数は増加している。

<暴行>



注 1：解決事件を除く。

注 2：配偶者には内縁関係にある者を含む。

注 3：いわゆるドメスティック・バイオレンスによる暴力事件だけではなく、例えば、殺人では囑託殺人、保険金目的殺人等、配偶者間における多様なものが含まれる。

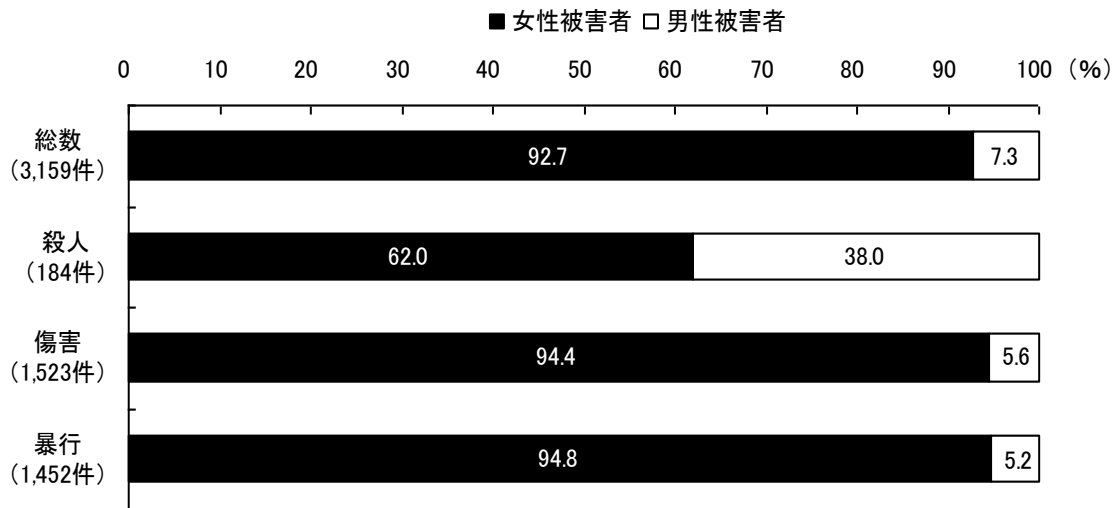
資料：警察庁「平成 22 年の犯罪情勢」

## Ⅱ 人権が尊重される社会の形成

### 6. 配偶者間における犯罪の検挙状況

配偶者間における殺人、傷害及び暴行事件の検挙件数をみると、平成 22（2010）年は、3,159 件となっており、被害者の 92.7%を女性が占めている。殺人については、女性の被害者の割合が 62.0%であり、傷害、暴行に比べて低くなっている。

図表Ⅱ－1－10 配偶者間における犯罪の検挙件数に占める被害者の男女比（全国）



注 1：平成 22（2010）年の数値。

注 2：解決事件を除く。

注 3：総数は、殺人、傷害、暴行の検挙件数の合計を指す。

注 4：配偶者には内縁関係にある者を含む。

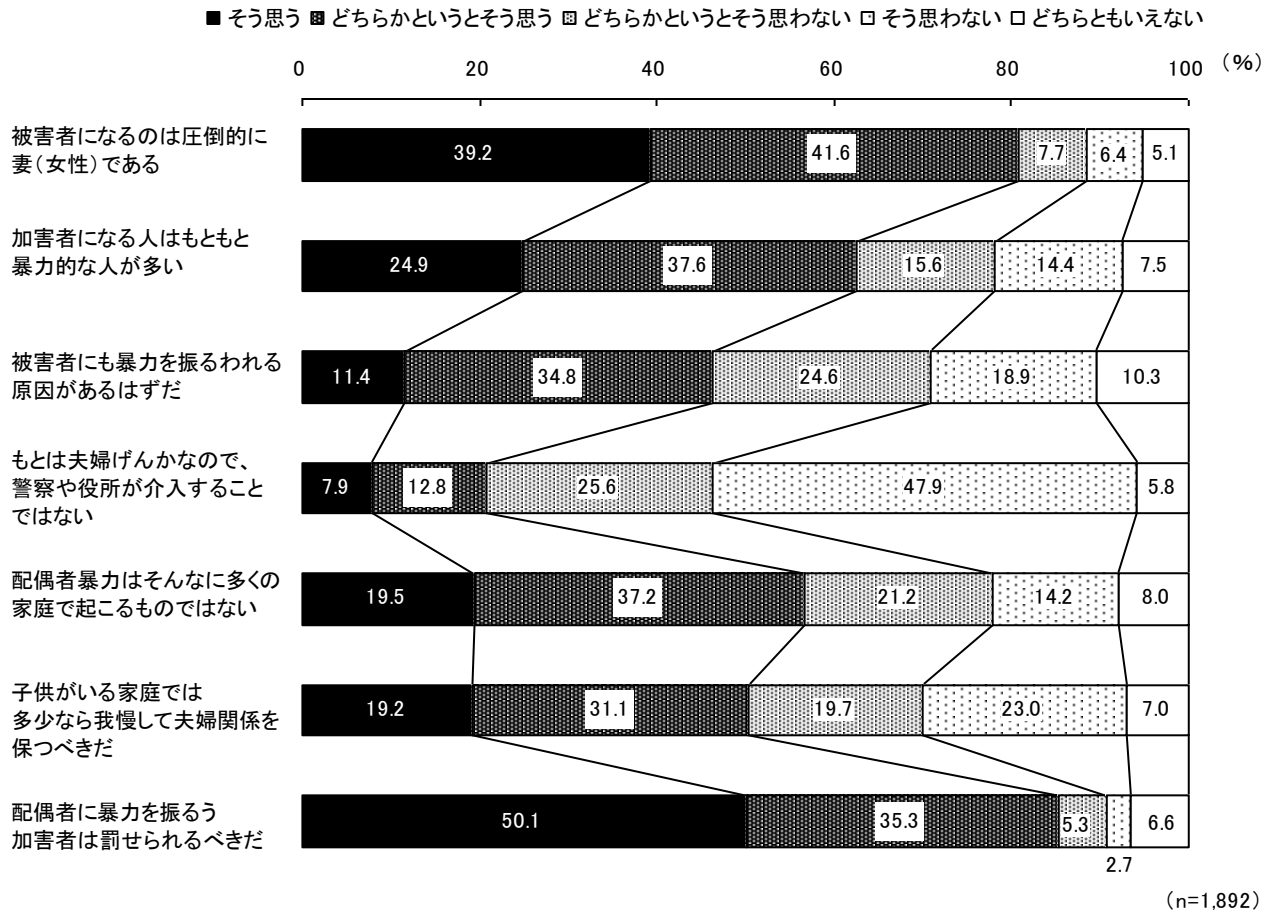
注 5：配偶者による暴力事件には、いわゆる配偶者からの暴力事件だけでなく、例えば、殺人では嘱託殺人、保険金目的殺人等、多様なものが含まれる。

資料：警察庁「平成 22 年の犯罪情勢」

7. 配偶者間の暴力のイメージ

配偶者間の暴力のイメージについて、「配偶者に暴力を振るう加害者は罰せられるべきだ」、「被害者になるのは圧倒的に妻（女性）である」がともに8割以上を超えて多かった。また、「加害者になる人はもともと暴力的な人が多い」という回答も6割を超えた。

図表Ⅱ－1－11 配偶者間の暴力のイメージ（都）



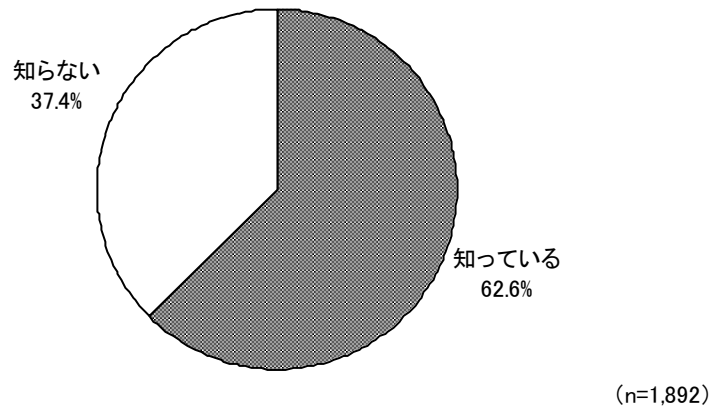
資料：東京都生活文化局「男女平等参画に関する世論調査」（平成23年）

## Ⅱ 人権が尊重される社会の形成

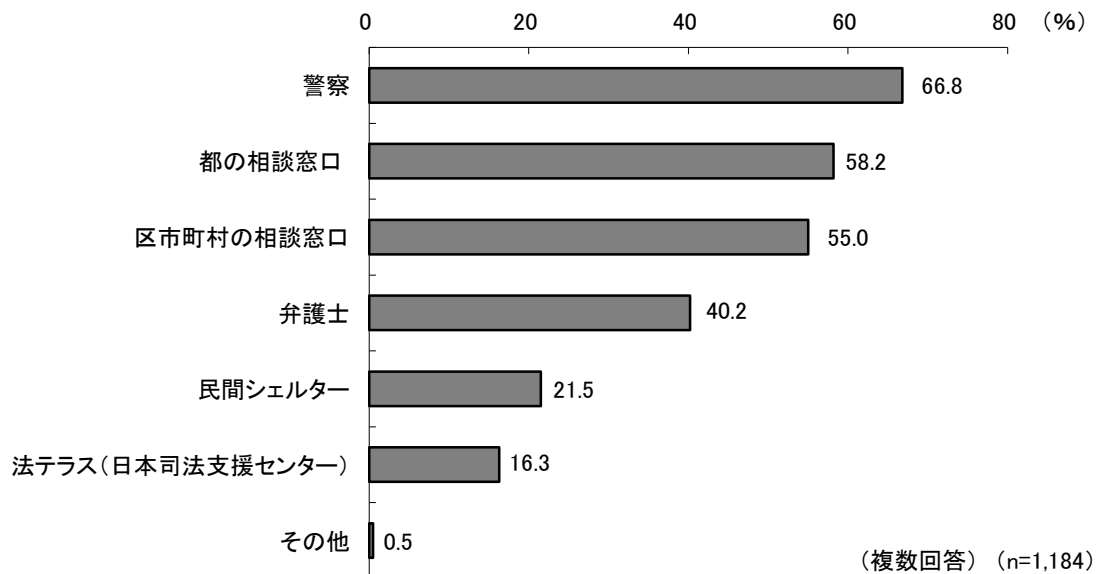
### 8. 暴力を受けた際の相談機関の存在

暴力を受けた際の相談機関の存在は、「知っている」が6割を占めた。具体的な相談機関としては、「警察」が7割弱の認知度でもっとも多く、「都の相談窓口」、「区市町村の相談窓口」は5割を上回った。

図表Ⅱ－1－12 相談できる機関があることを知っていますか。(都)



図表Ⅱ－1－13 相談機関としてどのようなものを知っていますか。(都)



注：「都の相談窓口」とは、東京ウィメンズプラザや東京都女性相談センターなどを指す。

資料：東京都生活文化局「男女平等参画に関する世論調査」(平成23年)